

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

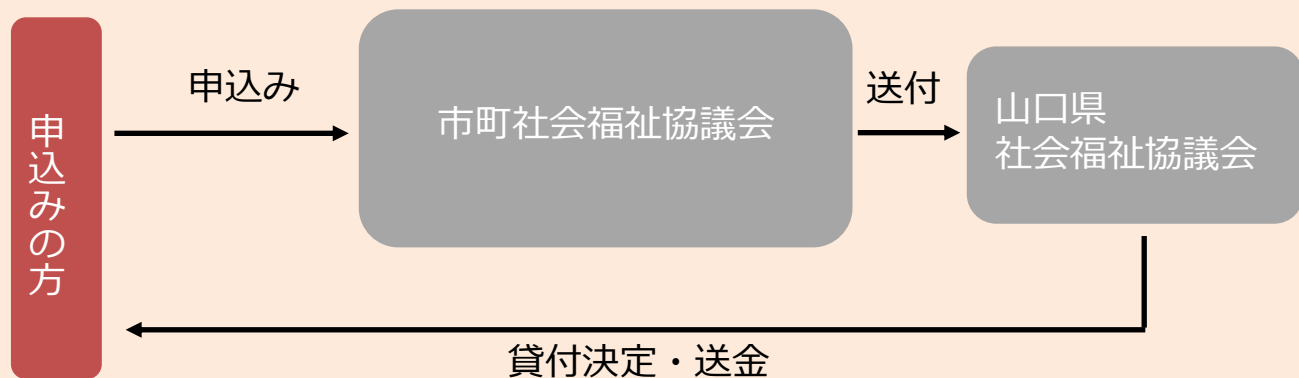
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

受付期間を令和4年3月31日まで延長しました。

※重要 総合支援資金の再貸付は令和3年12月末で受付を終了します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



● 一般的なお問い合わせは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00~21:00 (土日・祝日含む) 社会福祉協議会のQRコード

● お申込み

お住いの市町社会福祉協議会 (別紙に連絡先あり)



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - 世帯員に要介護者がいるとき
 - 世帯員が4人以上いるとき
 - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年12月末まで延長。

■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市町社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年12月末まで延長。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

市町社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度の特例措置に係る 市町社会福祉協議会の窓口

| 社会福祉協議会名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------------------------------|--------------|
| 下関市社会福祉協議会 | 下関市貴船町3-4-1 下関市社会福祉センター内 | 083-232-2003 |
| 宇部市社会福祉協議会 | 宇部市琴芝町2-4-20 宇部市総合福祉会館内 | 0836-33-3150 |
| 山口市社会福祉協議会 | 山口市上野小路89-1 山口しあわせプラザ内2階 | 083-924-1395 |
| 萩市社会福祉協議会 | 萩市大字江向510番地 萩市総合福祉センター内 | 0838-22-2289 |
| 防府市社会福祉協議会 | 防府市緑町1-9-2 防府市文化福祉会館内 | 0835-22-3907 |
| 下松市社会福祉協議会 | 下松市西市2-10-16 | 0833-41-2242 |
| 岩国市社会福祉協議会 | 岩国市麻里布町7-1-2 岩国市福祉会館内 | 0827-24-2571 |
| 光市社会福祉協議会 | 光市光井2-2-1 光市総合福祉センター（あいぱく光）内 | 0833-74-3020 |
| 長門市社会福祉協議会 | 長門市東深川1380-4 地域生活支援センター ふらっとホーム | 0837-23-1600 |
| 柳井市社会福祉協議会 | 柳井市南町3-9-2 柳井市総合福祉センター内 | 0820-22-3800 |
| 美祢市社会福祉協議会 | 美祢市大嶺町東分320-1 | 0837-52-5222 |
| 周南市社会福祉協議会 | 周南市速玉町3番17号 周南市徳山社会福祉センター内 | 0834-31-4742 |
| 山陽小野田市社会福祉協議会 | 山陽小野田市大字鴨庄92番地 地域生活支援センター | 0836-38-8348 |
| 周防大島町社会福祉協議会 | 大島郡周防大島町大字小松144-1 | 0820-74-2948 |
| 和木町社会福祉協議会 | 玖珂郡和木町和木2-15-22 和木町総合福祉会館内 | 0827-52-8644 |
| 上関町社会福祉協議会 | 熊毛郡上関町大字長島4904番地 上関町福祉センター内 | 0820-62-0695 |
| 田布施町社会福祉協議会 | 熊毛郡田布施町大字下田布施3430-1 田布施町中央公民館内 | 0820-53-1103 |
| 平生町社会福祉協議会 | 熊毛郡平生町大字平生村618-2 | 0820-56-8000 |
| 阿武町社会福祉協議会 | 阿武郡阿武町大字奈古3081番5 | 08388-2-2615 |